

# 株 主 各 位

大阪府堺市堺区戎島町5丁2番地  
堺化学工業株式会社  
取締役社長 矢 部 正 昭

## 第122回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第122回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。 敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
1. 第122期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第122期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

#### 第1号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社普通株式5株につき1株の割合で併合することなどを決定いたしました。

なお、平成29年5月11日開催の取締役会で決議いたしました単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および本株式併合などの効力発生日は、平成29年10月1日です。

#### 第2号議案

取締役12名選任の件

本件は、原案どおり、取締役に矢部正昭、吉岡 明、吉川嘉之、佐渡 恵、中西敦也、岡本康寛、吉田俊則、柳下正之、佐野俊明、笹井和美、井手明彦の各氏が再選、新たに佐野由美氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

#### 第3号議案

取締役賞与支給の件

本件は、原案どおり、当事業年度末時点の取締役11名（うち社外取締役1名）に対し、取締役賞与総額3,834万円（うち社外取締役1名に対し117万円）を支給することとし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会にご一任いただくことで承認可決されました。

以 上

なお、本總會終了後開催された取締役会において、代表取締役および役付取締役が次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	矢 部 正 昭
常 務 取 締 役	吉 岡 明
常 務 取 締 役	吉 川 嘉 之

また、監査役会において、常勤監査役が次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

常 勤 監 査 役	木 村 豊 伸
常 勤 監 査 役	関 司 忠 之

---

## 期末配当金のお支払いについて

第122期期末配当金は、平成29年5月11日開催の取締役会決議により、1株につき4円とし、次のとおりお支払いいたしております。

- ① 銀行振込をご指定の方は、平成29年6月5日付にてお送りいたしました「期末配当金計算書」ならびに「「配当金振込先ご確認」のご案内」をご確認ください（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引のある証券会社等へお問合わせください）。
- ② 銀行振込をご指定されていない方は、平成29年6月5日付にてお送りいたしました「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局にてお受け取りください。  
なお、ゆうちょ銀行および郵便局における払渡期間は、平成29年7月5日（水）まででございますので、お忘れなくお受け取りくださいますようお願い申し上げます。併せて、お受け取りの際は、「期末配当金領収証」裏面のご注意書きをご覧ください。  
また、銀行振込をご指定の方と同様に、「期末配当金計算書」をお送りしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付資料としてご利用いただけますので、お手元に保管ください。

以 上

## 【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

### Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

### Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 5. 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

**Q 6. 受け取る配当金額はどのようなのでしょうか。**

A 6. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8. 株式併合後も買取りをしてもらえますか。**

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9. 株主は何か手続きが必要ですか。**

A 9. 特に必要なお手続きはございません。

**Q 10. 今後はどのようなスケジュールになりますか。**

A 10. 次のとおり予定しております。

平成29年9月26日 1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年12月上旬 端数株式の売却代金のお支払い

#### **【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
電話：0120-094-777（通話料無料）  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）